



宮崎県公報

平成19年12月3日(月曜日)号外 第117号

発行 宮崎県
印刷 宮崎市旭1丁目6番25号
小柳印刷株式会社

発行定日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 36,000円

目次

規則	頁
○宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則……………(税務課) 1	○宮崎県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則……………(税務課) 3

規 則

宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十九年十二月三日

宮崎県知事 東国原 英夫

宮崎県規則第八十号

宮崎県税条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県税条例施行規則(昭和三十九年宮崎県規則第三号)の一部を次のように改正する。

第七条中、「郵便局」を削る。

別記様式第五号(その一)及び別記様式第五号(その二)中

「

1 納付場所	宮崎県指定金融機関
	宮崎県指定代理金融機関
	宮崎県収納代理金融機関
	九州(沖縄県を除く。)の郵便局
	県税事務所

」を「

1 納付場所	宮崎県指定金融機関
	宮崎県指定代理金融機関
	宮崎県収納代理金融機関
	九州(沖縄県を除く。)の各郵便局
	県税事務所

」に改める。

別記様式第五号(その三)中

「

取りまとめ郵便局	郵便番号
----------	------

」を「

取りまとめ店・局郵便局	郵便番号
-------------	------

」に、

「取りまとめ局→加入者(宮崎県保管)」を「取りまとめ店・局→加入者(宮崎県保管)」に、

「

郵便振替貯金全の振替の請求に使用する欄	私印(請求人印)
---------------------	----------

」を「

私印(請求人印)

」に、

「**福振第 号承認**」を削り、

「(受付局保管1年)」を「(受付店・局保管1年)」に、

「

1 納付場所	宮崎県指定金融機関
	宮崎県指定代理金融機関
	宮崎県収納代理金融機関
	九州(沖縄県を除く。)の郵便局
	県税事務所

」を「

1 納付場所	宮崎県指定金融機関
	宮崎県指定代理金融機関
	宮崎県収納代理金融機関
	九州(沖縄県を除く。)の各郵便局
	県税事務所

」に改める。

別記様式第五号(その三の二)中

「

1 納付場所(詳細は、納付書裏面をごらんください。)	宮崎県指定金融機関、宮崎県指定代理金融機関、宮崎県収納代理金融機関、九州(沖縄県を除く。)の郵便局、県指定のコンビニエンスストア又は県内の県税事務所
----------------------------	--

」を

「

1 納付場所(詳細は、納付書裏面をごらんください。)	宮崎県指定金融機関、宮崎県指定代理金融機関、宮崎県収納代理金融機関、県指定のコンビニエンスストア又は県内の県税事務所
----------------------------	--

」に、

「

取りまとめ郵便局	郵便番号
----------	------

」を、

「

取りまとめ店・局	郵便番号
----------	------

」に、

「取りまとめ局→加入者(宮崎県・コンビニ本部)」を「取りまとめ店・局→加入者(宮崎県・コンビニ本部)」に改め、「**福振第 号承認**」を削る。

別記様式第五号(その四)、別記様式第五号(その五)、別記様式第五号(その六)及び別記様式第六号中、

「

1 納付場所	宮崎県指定金融機関
	宮崎県指定代理金融機関
	宮崎県収納代理金融機関
	九州(沖縄県を除く。)の郵便局
	県税事務所

」を「

1 納付場所	宮崎県指定金融機関
	宮崎県指定代理金融機関
	宮崎県収納代理金融機関
	九州(沖縄県を除く。)の各郵便局
	県税事務所

」に改める。

別記様式第七号(その一)中

「

納付場所	宮崎県指定金融機関
	宮崎県指定代理金融機関
	宮崎県収納代理金融機関
	九州(沖縄県を除く。)の各郵便局
	県税事務所

」を「

納付場所	宮崎県指定金融機関
	宮崎県指定代理金融機関
	宮崎県収納代理金融機関
	九州(沖縄県を除く。)の各郵便局
	県税事務所

」に、

「

取りまとめ郵便局	郵便番号
----------	------

」を「

取りまとめ店・局	郵便番号
----------	------

」に、

「

郵便振替貯金全の振替の請求に使用する欄	私印(請求人印)
---------------------	----------

」を「

私印(請求人印)

」に改め、

「**受付保存局(3年) 農業第 2140 号承認**」を削る。

別記様式第七号(その二)中

「

取りまとめ郵便局	郵便番号
----------	------

」を「

取りまとめ店・局	郵便番号
----------	------

」に、

「取りまとめ局→加入者(宮崎県保管)」を「取りまとめ店・局→加入者(宮崎県保管)」に、

「

郵便振替貯金全の振替の請求に使用する欄	私印(請求人印)
---------------------	----------

」を「

私印(請求人印)

」に改め、「**福振第 号承認**」を削り、「(受付局保管1年)」を「(受付店・局保管1年)」に、

「

納付場所	宮崎県指定金融機関
	宮崎県指定代理金融機関
	宮崎県収納代理金融機関
	九州(沖縄県を除く。)の郵便局
	県税事務所

」を「

納付場所	宮崎県指定金融機関
	宮崎県指定代理金融機関
	宮崎県収納代理金融機関
	九州(沖縄県を除く。)の各郵便局
	県税事務所

」に改める。

別記様式第七号(その三)中

「

取りまとめ郵便局	郵便番号
----------	------

」を

「

取りまとめ店・局	郵便番号
----------	------

」に、

「取りまとめ局→加入者(宮崎県・コンビニ本部)」を

「取りまとめ店・局→加入者(宮崎県・コンビニ本部)」に改め、「**福振第 号承認**」を削る。

別記様式第八号(その一)中

「

納付場所	宮崎県指定金融機関
	宮崎県指定代理金融機関
	宮崎県収納代理金融機関
	九州(沖縄県を除く。)の各郵便局
	県税事務所

」を「

納付場所	宮崎県指定金融機関
	宮崎県指定代理金融機関
	宮崎県収納代理金融機関
	九州(沖縄県を除く。)の各郵便局
	県税事務所

」に、

「

取りまとめ郵便局	郵便番号
----------	------

」を「

取りまとめ店・局	郵便番号
----------	------

」に、

「

郵便振替貯金全の振替の請求に使用する欄	私印(請求人印)
---------------------	----------

」を「

私印(請求人印)

」に改め、

「受付保存局 (3年) 能案第 2140 号承認」を削る。

別記様式第八号(その1)中

取りまとめ郵便局 郵便番号 郵便局	取りまとめ店・局 郵便番号 郵便局
----------------------	----------------------

「取りまとめ局→加入者(宮崎県保管)」を

「取りまとめ店・局→加入者(宮崎県保管)」に、

郵便貯蓄金の振替の請求に使用する欄 私印口番号	私印請求人 印
----------------------------	---------

を「」に改め、

「無振替 号承認」を削り、

「(受付局保管 1年)」を「(受付店・局保管 1年)」に、

納付 宮崎県指定金融機関 宮崎県指定代理金融機関 宮崎県収納代理金融機関 九州(沖縄県を除く。)の郵便局 県税事務所	納付 宮崎県指定金融機関 宮崎県指定代理金融機関 宮崎県収納代理金融機関 県税事務所
---	--

に改める。

別記様式第四十号中

納入場所 宮崎県指定金融機関 宮崎県指定代理金融機関 宮崎県収納代理金融機関 九州(沖縄県を除く。)の各郵便局 県税事務所	納入場所 宮崎県指定金融機関 宮崎県指定代理金融機関 宮崎県収納代理金融機関 県税事務所
--	--

に改める。

別記様式第四十三号中

納入(納入)場所 宮崎県指定金融機関 宮崎県指定代理金融機関 宮崎県収納代理金融機関 九州(沖縄県を除く。)の各郵便局 県税事務所	納入(納入)場所 宮崎県指定金融機関 宮崎県指定代理金融機関 宮崎県収納代理金融機関 県税事務所
--	--

に改める。

別記様式第四十四号中

納付(納入)場所 宮崎県指定金融機関 宮崎県指定代理金融機関 宮崎県収納代理金融機関 九州(沖縄県を除く。)の各郵便局 県税事務所	を
--	---

を

納付(納入)場所 宮崎県指定金融機関 宮崎県指定代理金融機関 宮崎県収納代理金融機関 県税事務所	に改める。
--	-------

に改める。

別記様式第四十四号の1中

納付場所 宮崎県指定金融機関 宮崎県指定代理金融機関 宮崎県収納代理金融機関 九州(沖縄県を除く。)の各郵便局 県税事務所	を
--	---

を

納付場所 宮崎県指定金融機関 宮崎県指定代理金融機関 宮崎県収納代理金融機関 県税事務所	に改める。
--	-------

に改める。

別記様式第四十五号及び別記様式第四十六号中

納付(納入)場所 宮崎県指定金融機関 宮崎県指定代理金融機関 宮崎県収納代理金融機関 九州(沖縄県を除く。)の各郵便局 県税事務所	を
--	---

を

納付(納入)場所 宮崎県指定金融機関 宮崎県指定代理金融機関 宮崎県収納代理金融機関 県税事務所	に改める。
--	-------

に改める。

別記様式第五十一号(その1)及び別記様式第五十一号(その2)中

納付(納入)場所 宮崎県指定金融機関 宮崎県指定代理金融機関 宮崎県収納代理金融機関 九州(沖縄県を除く。)の各郵便局 県税事務所	を
--	---

を

納付(納入)場所 宮崎県指定金融機関 宮崎県指定代理金融機関 宮崎県収納代理金融機関 県税事務所	に改める。
--	-------

に改める。

別記様式第二百二十七号中

取りまとめ郵便局 郵便番号 郵便局	郵便局 (郵便番号)
----------------------	---------------

を

「 店・郵便局 (郵便番号) 」に改める。

別記様式第四百十五号中

特定信託の名称	特定信託の契約期間
---------	-----------

を

法人課税信託の名称	法人課税信託の契約期間
-----------	-------------

に、

1 不足税額等については、別添の納付書によって指定納期までに、宮崎県指定金融機関、宮崎県指定代理金融機関、宮崎県収納代理金融機関、九州(沖縄県を除く。)の各郵便局又は県内の県税事務所へ納付してください。(差引税額については、法の規定により計算した金額に相当する延滞金が加算されます。)

を

1 不足税額等については、別添の納付書によって指定納期までに、宮崎県指定金融機関、宮崎県指定代理金融機関、宮崎県収納代理金融機関又は県内の県税事務所へ納付してください。(差引税額については、法の規定により計算した金額に相当する延滞金が加算されます。)

に改める。

別記様式第四百五十一号中

2 納付の場所等については、指定納期までに、宮崎県指定金融機関、宮崎県指定代理金融機関、宮崎県収納代理金融機関、九州(沖縄県を除く。)の各郵便局又は県内の県税事務所へ納付してください。

を

2 納付の場所等については、指定納期までに、宮崎県指定金融機関、宮崎県指定代理金融機関、宮崎県収納代理金融機関又は県内の県税事務所へ納付してください。

に改める。

別記様式第四百五十一号の1及び別記様式第四百五十一号の四中

2 納付の場所等については、指定納期までに、宮崎県指定金融機関、宮崎県指定代理金融機関、宮崎県収納代理金融機関、九州(沖縄県を除く。)の各郵便局又は県内の県税事務所へ納付してください。

を

2 納付の場所等については、指定納期までに、宮崎県指定金融機関、宮崎県指定代理金融機関、宮崎県収納代理金融機関又は県内の県税事務所へ納付してください。

に改める。

別記様式第四百六十一号の七中

不足税額等については、同封の納付書によって指定納期までに、宮崎県指定金融機関、宮崎県指定代理金融機関、宮崎県収納代理金融機関、九州(沖縄県を除く。)の各郵便局又は県内の県税事務所へ納付してください。

を

不足税額等については、同封の納付書によって指定納期までに、宮崎県指定金融機関、宮崎県指定代理金融機関、宮崎県収納代理金融機関又は県内の県税事務所へ納付してください。

に改める。

別記様式第四百六十五号中

5 毎月のゴルフ場利用税を翌月15日までにゴルフ場利用税納入申告書によって申告し、納入金は納入書によって宮崎県指定金融機関、宮崎県指定代理金融機関、宮崎県収納代理金融機関又は当県税事務所へ納入しなければなりません。

を

5 毎月のゴルフ場利用税を翌月15日までにゴルフ場利用税納入申告書によって申告し、納入金は納入書によって宮崎県指定金融機関、宮崎県指定代理金融機関又は当県税事務所へ納入しなければなりません。

に改める。

別記様式第四百七十一号中

不足税額等については、同封の納付書によって指定納期までに、宮崎県指定金融機関、宮崎県指定代理金融機関、宮崎県収納代理金融機関、九州(沖縄県を除く。)の各郵便局又は県内の県税事務所へ納付してください。

を

不足税額等については、同封の納付書によって指定納期までに、宮崎県指定金融機関、宮崎県指定代理金融機関、宮崎県収納代理金融機関又は県内の県税事務所へ納付してください。

に改める。

別記様式第四百八十一号の四中

納付場所 宮崎県指定金融機関 宮崎県指定代理金融機関 宮崎県収納代理金融機関 九州(沖縄県を除く。)の各郵便局 宮崎県宮崎県税事務所	を
---	---

を

納付場所 宮崎県指定金融機関 宮崎県指定代理金融機関 宮崎県収納代理金融機関 宮崎県宮崎県税事務所	に改める。
---	-------

に改める。

別記様式第四百八十一号の五中

上記の事由により申告書 申告加算金の決定をいたしましたので、地方税法 第69条の21第4項の規定によって通知します。
申告書
なお、この申告書 申告加算金は、別紙納付書によって納付期限までに宮崎県指定金融機関、宮崎県指定代理金融機関、宮崎県収納代理金融機関、九州(沖縄県を除く。)の各郵便局又は宮崎県宮崎県税事務所へ納付してください。

を

上記の事由により申告書 申告加算金の決定をいたしましたので、地方税法 第69条の22第4項の規定によって通知します。
申告書
なお、この申告書 申告加算金は、別紙納付書によって納付期限までに宮崎県指定金融機関、宮崎県指定代理金融機関、宮崎県収納代理金融機関又は宮崎県宮崎県税事務所へ納付してください。

に改める。

別記様式第四百八十五号中

2 毎月末日までに、前月の初日から末日までの間において徴収すべき軽油引取税に係る課税標準量及び税額等を納入申告書によって申告し、納入金は納入書によって宮崎県指定金融機関、宮崎県指定代理金融機関、宮崎県収納代理金融機関、九州（沖縄県を除く。）の各郵便局又は県税事務所に納入しなければなりません。

」を

2 毎月末日までに、前月の初日から末日までの間において徴収すべき軽油引取税に係る課税標準量及び税額等を納入申告書によって申告し、納入金は納入書によって宮崎県指定金融機関、宮崎県指定代理金融機関、宮崎県収納代理金融機関又は県税事務所に納入しなければなりません。

」に改める。

別記様式第三十二号中

不足税額等については、同封の納付書によって指定納期限までに、宮崎県指定金融機関、宮崎県指定代理金融機関、宮崎県収納代理金融機関、九州（沖縄県を除く。）の各郵便局又は県内の県税事務所で納付してください。

」を

不足税額等については、同封の納付書によって指定納期限までに、宮崎県指定金融機関、宮崎県指定代理金融機関、宮崎県収納代理金融機関又は県内の県税事務所で納付してください。

」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宮崎県税条例施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

宮崎県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十二月三日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第八十一号

宮崎県産業廃棄物税条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県産業廃棄物税条例施行規則（平成十七年宮崎県規則第六号）の一部を次のように改正する。

別記様式第九号中

2 納期限までに、徴収すべき産業廃棄物に係る課税標準たる重量及び税額等を記入した納入申告書によって申告し、納入金は納入書によって宮崎県指定金融機関、宮崎県収納代理金融機関、宮崎県内郵便局又は県税事務所に納入しなければなりません。

」を

2 納期限までに、徴収すべき産業廃棄物に係る課税標準たる重量及び税額等を記入した納入申告書によって申告し、納入金は納入書によって宮崎県指定金融機関、宮崎県収納代理金融機関又は県税事務所に納入しなければなりません。

」に改める。

別記様式第二十五号中

不足税額等については、同封の納付（納入）書によって指定納期限までに、宮崎県指定金融機関、宮崎県指定代理金融機関、宮崎県収納代理金融機関、九州（沖縄県を除く。）の郵便局又は県税事務所で納付してください。

」を

不足税額等については、同封の納付（納入）書によって指定納期限までに、宮崎県指定金融機関、宮崎県指定代理金融機関、宮崎県収納代理金融機関又は県税事務所で納付してください。

」に

改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宮崎県産業廃棄物税条例施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。